

事務所だより2025年6月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



長雨の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

5月は寒暖の差が激しかったですね。芦屋も夏日かと思えば、翌日は肌寒かったり…。寒いと思っても、歩くと汗をかきます。ところが、じっとしていると体が冷える。体調管理が難しいですね。

気温と関係があるのかないのか、全国で『百日せき』が流行しています。百日咳菌が引き起こす感染症で長期間咳が治まらないそうです（100日咳が続くから百日せき）。今年に入ってから5/18までの患者数は19,274人で現在の方法で調査を始めてからすでに一番多くなっています。保菌者のくしゃみの中にいるウイルスが空気中に飛散し感染するのが主な原因だそうです。スギやヒノキの花粉や黄砂も収まって、やっとマスクを外せると思っていたのですが、もう少し先になりそうです（マスクをして歩くのは暑い！）。それにしても新型コロナウイルス以降、インフルエンザにリンゴ病、手足口病、感染性胃腸炎といろんな感染症が流行っています。人間が弱くなったのか、それともウイルスが強くなったのか。

流行といえば、働き方改革や個人の収入を増やすということで『副業』が認められるようになってきました。私も税理士資格を取るための専門学校で講師をしています（月曜日・木曜日の週2回、夜18時30分から21時30分まで）。法人税法を担当なので、畑違いではないですし、何より自分の勉強になっているので『副業』と言えないかもしれませんね（^;）。

毎日訓練していますが、はしご車の訓練は、久しぶりに見ました。



そんな副業を狙った詐欺も流行っています。『人生相談に乗るだけ』『“いいね”を押すだけ』『スクリーンショットを撮るだけ』という誘い文句で、手数料や追加報酬を支払わせます。この詐欺による被害額が53億円！被害者の多くが女性で全都道府県に被害者がいるようです。ラクしてお金を稼ごうとした罰なのか…。

麦が色づきました。まさに麦秋です。



では、事務所だより6月号をお送りします。万博も流行っているみたいですね。

☆ お知らせ（2025年6月の税務）

期 限	項 目
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付
6月16日	所得税の予定納税額の通知
6月30日	4月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	10月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分） ＜消費税・地方消費税＞
	国外財産調書・財産債務調書の提出
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

☆ 国税庁から 電子取引データの保存方法の確認を

国税庁が、電子取引データの保存方法の確認を呼びかけています。

2024年1月から、電子帳簿保存制度が義務化され、申告所得税・法人税に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子取引データを保存しなければならなくなりました。

保存が必要なデータについては、紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータです。

ただし、あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化する必要はありません。

また、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要がありますので、あわせてご注意ください。

なお、電子データを保存するためには、

- ① 改ざん防止のための措置をとること

- ② 「日付・金額・取引先」で検索できること
- ③ ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットしたものでも問題ありません。

改ざん防止のための措置は、「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。

改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載されています。

上記のほか、「タイムスタンプを付与」、「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

また、検索要件を満たすためには、専用のシステムを導入していなくても、「表計算ソフト等で索引簿を作成する方法」か「規則的なファイル名を付す方法」のいずれかの方法で対応することができます。

前者は、表計算ソフト等で索引簿を作成し、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法で、索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載されております。

また、後者は、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できる方法です。

税務調査の際に、職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データを提出しますので、あわせてご確認ください。

☆ 大谷翔平選手のCM撮影はどこで？

◆ なぜCM撮影が米国内で行われるのか

「広告効果絶大」とされるロサンゼルスドジャース大谷翔平選手のCMがまた増えました。今度は日本のコンビニチェーンのおむすびのCMです。おむすびは子供のころから大好きだったこともあり、ロサンゼルスで行われたCM撮影には、たくさん食べたいとの思いで昼食を抜いて臨み、撮影中に19個食べ、お土産としても持ち帰ったそうです。食べた個数も桁違いですね。

CM提供を希望する会社はますます増え、これまでは4時間くらいかけていた撮影も、2時間程度に制限されているようです。ご本人が超多忙だから撮影は地元で行われるということなのでしょうが？

◆ 日本でCMフィルムの撮影を行った場合

大谷選手は米国に拠点を置いており（＝日本に生活の拠点である住所がないので）、税務的には日本の非居住者という区分になります。

CM関連で支払われる報酬には、撮影の対価とコマーシャルとしてテレビ放映等で使用されることに対する許諾の対価の両方が含まれるものと考えられます。これは人的役務の提供の対

価となり、CMの撮影が日本国内で行われれば、日本の所得税法の規定により、国内源泉所得として20.42%の源泉徴収を行わなければなりません。

◆ 海外でCMフィルムの撮影を行った場合

一方、CMの撮影＝人的役務の提供が日本国外（＝本件の場合は米国ロサンゼルス）で行われれば、日本の税法的には、国外源泉所得となり、日本での課税関係は発生しないことになります。

また、コマーシャルとしてテレビ放映等で使用されることに対する許諾の対価の部分についても、著作権隣接の使用料とせずに、人的役務の提供の対価として同時に支払うことで全額が人的役務の提供の対価ということになれば、役務提供地に基づき国外源泉所得となりますので、日本での課税関係は生じないことになります。

なお、もし、この支払が法人（例えば個人会社やドジャース球団など）に対して行われていた場合には、区分は人的役務の対価に対する報酬ではなく、人的役務提供事業の対価となります。ただし、日米租税条約により、「産業上又は商業上の利得」とされ、「日本に恒久的施設がなければ課税せず」に該当すれば課税されないことになります。

CMのギャランティーも桁外れでしょうから、上記のような理由もあって、撮影は米国内で行われたものと考えられます。

☆ 特殊詐欺と税金

冒頭にも詐欺が流行っていると書きましたが、特殊詐欺のニュースが毎日のように報道されています。こうした詐欺と税金の関係を考えてみましょう。

所得税には、さまざまな被害に対する損失額を雑損控除として所得から減らす仕組みがあります。被害の対象は、震災・風水害といった自然災害、火災・火薬類の爆発など人為による被害、害虫など生物による被害、または盗難・横領です。

この制度で控除の対象外となっているのが「詐欺」です。「恐喝」も同様に対象外。災害や盗難が予期せず受ける被害であるのに比べて、恐喝や詐欺は、自分が判断する余地があったうえで受けた被害とされるからだそうです。

この「自己責任論」は、2011年5月23日、国税不服裁判所で審理された振り込め詐欺事件でも適用され、「救済できない」とされました。

しかし振り込め詐欺グループが仕掛ける巧みな詐欺は、実態からすると人によっては自己責任では防げない悪質な犯罪であり、「盗難」や「横領」と同等としてもよいのではないかとと思われるものも多いのが現状です。そのため、制度の見直しを求める声も少なくありません。